

第1章 環境の現況

1 大気汚染

現在、私たちが吸っている空気は、化石燃料等を利用する工場・事業所から排出されるばい煙や、自動車排ガス等様々な要因により汚染されています。その原因汚染物質として、二酸化いおう、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント等があげられます。

西尾市では、平坂中学校と東部中学校に大気自動測定器を設置し監視を行っております。

また、西尾市が設置しているもの以外については、愛知県が愛厚ホーム西尾苑及び西尾市役所一色支所に大気観測所を設置し監視を行っています。

平成24年度のこれらの測定所で測定した結果は次のとおりです。

測定場所の図

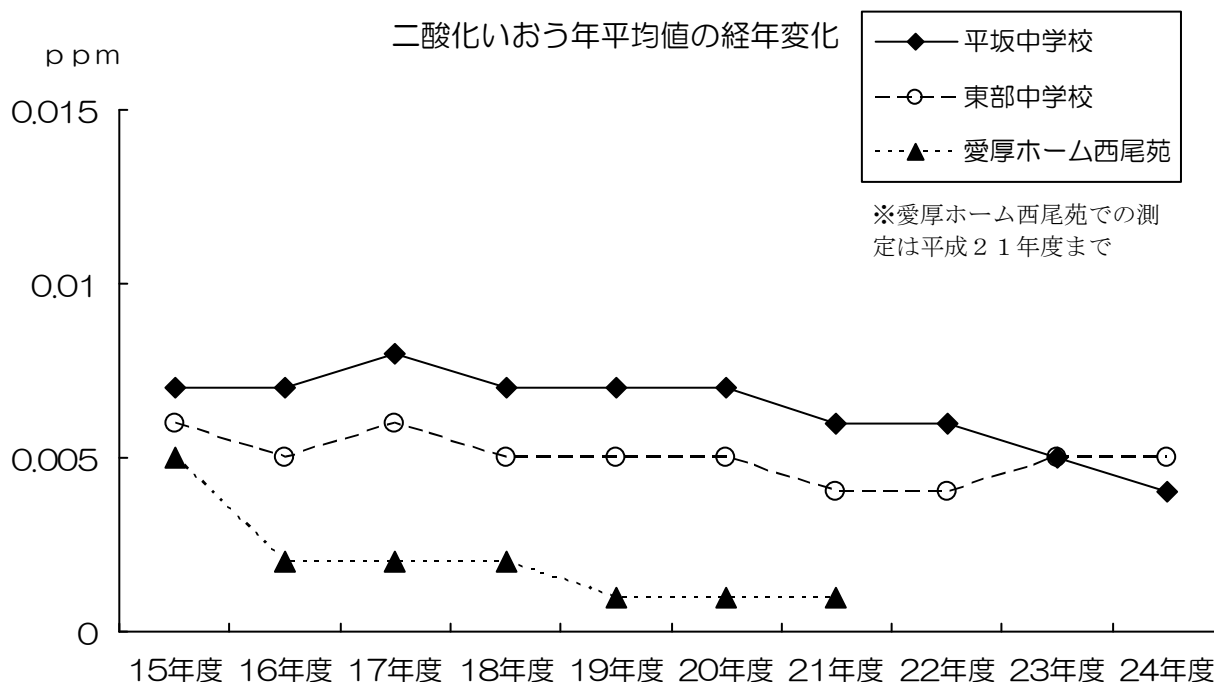


(1) 二酸化いおう (SO₂)

単位：ppm

測定場所	年平均値	環境基準の適否
平坂中学校	0.004	—
東部中学校	0.005	—

※データ集計機器故障による欠測データが多いため参考値。環境基準の適否は判断していない。



二酸化いおうの環境基準

1時間値の日平均値が0.04ppm（環境基準値）以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

環境基準の長期的評価

日平均値である測定値のうち、2%除外値（測定値の上位2%の範囲内にあるものを除いた値）が、日平均値の環境基準以下に維持されること。ただし、日平均値が環境基準を超えた日が2日以上連続しないこと。

※本書での環境基準の適否評価については、他の項目（ダイオキシン類を除く）も含め長期的評価で行っています。

ppm (parts per million) とは

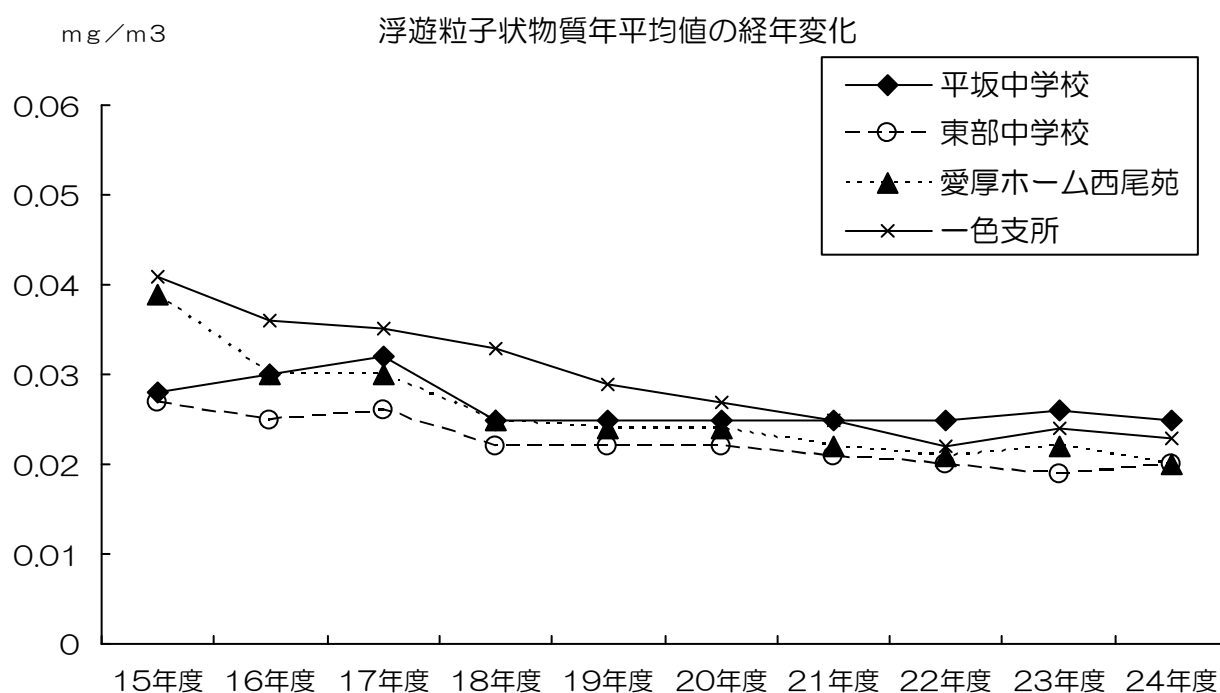
100 万分中のいくつであるかを示す分率で、ごく微量の物質の濃度や含有量を表すのに用います。大気汚染では1 m³の大気中に1 cm³の汚染物質が含まれている状態を1 ppmで表します。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

単位：mg/m³

測定場所	年平均値	日平均値の 2%除外値	環境基準の適否 (長期的評価)
平坂中学校	0.025	—	—
東部中学校	0.020	—	—
愛厚ホーム西尾苑	0.020	0.054	○
一色支所	0.023	0.056	○

※平坂中学校、東部中学校については、データ集計機器故障による欠測データが多いため参考値。環境基準の適否は判断していない。

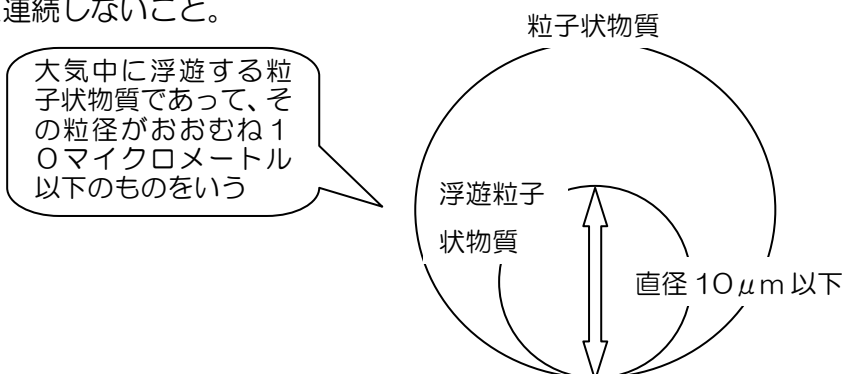


浮遊粒子状物質の環境基準

1時間値の日平均値が0.10mg/m³（環境基準値）以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m³以下であること。

環境基準の長期的評価

日平均値である測定値のうち、2%除外値（測定値の上位2%の範囲内にあるものを除いた値）が、日平均値の環境基準以下に維持されること。ただし、日平均値が環境基準を超えた日が2日以上連続しないこと。

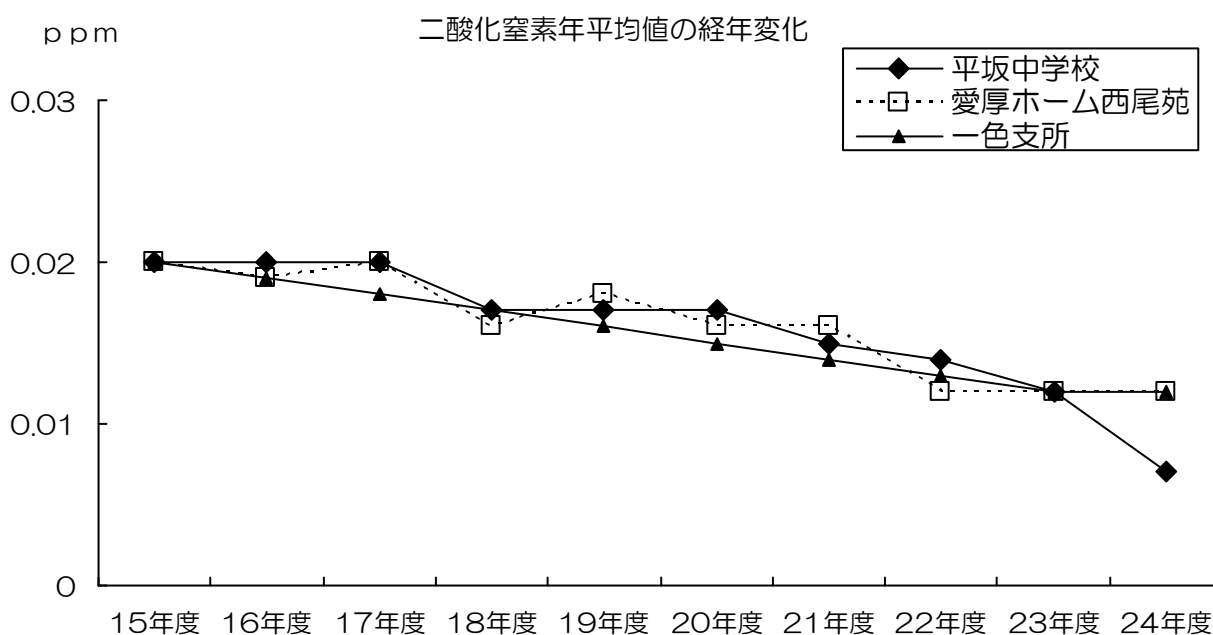


(3) 二酸化窒素 (NO₂)

単位：ppm

測定場所	年平均値	日平均値の年間 98%値	環境基準の適否
平坂中学校	0.007	—	—
愛厚ホーム西尾苑	0.012	0.027	○
一色支所	0.012	0.031	○

※平坂中学校については、データ集計機器故障による欠測データが多いため参考値。
環境基準の適否は判断していない。



二酸化窒素の環境基準

1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでの範囲内又は、それ以下であること。

環境基準の長期的評価

0.06ppm以下（1日平均値）の日数が年間を通じて98%以上維持されること。

日平均値の年間98%値とは

日平均値を低いほうから順に並べ98%目に当たる値のことで、この値が0.06ppm以下であれば環境基準の長期的評価に適合していることとなります。

(4) 光化学オキシダント

単位：ppm

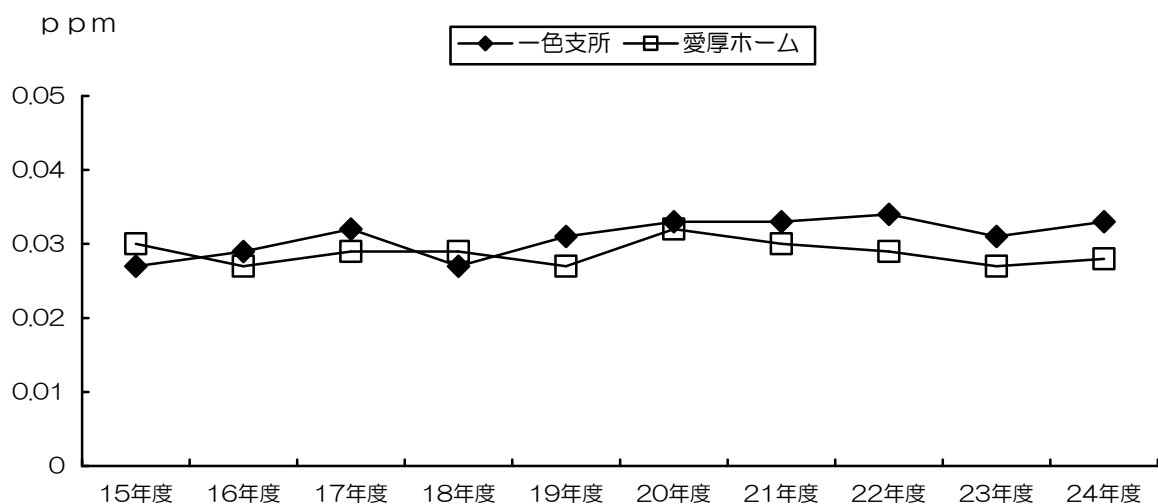
測定場所	昼間年平均値	昼間の1時間値が 0.06ppmを超えた時間数	環境基準の 適 否
愛厚ホーム西尾苑	0.028	229	×
一色支所	0.033	425	×

光化学オキシダントとは

光化学オキシダントは大気中のオゾン(O_3)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化力の強い化合物の総称で、春から夏の、日差しが強く、風が弱く、気温が高い、といった気象条件下で発生しやすく、高濃度になると目を刺激し呼吸器等の内臓に悪影響を及ぼすといわれています。

光化学オキシダントの監視結果については、「環境省大気汚染物質広域監視システム(そらまめ君 <http://soramame.taiki.go.jp/>)」ホームページで公開されています。西尾市だけでなく、全国各地の監視結果を閲覧できます。

光化学オキシダント年平均値の経年変化



光化学オキシダントの環境基準

1時間値が0.06ppm以下であること。

環境基準の長期的評価

年間を通じて1時間値が0.06ppm以下であること。ただし5時から20時の昼間時間帯について評価する。

光化学スモッグ予報及び注意報の発令回数

平成24年度	発令条件	愛知県内	西三河区域
予報	1時間値0.08ppm以上で、 上昇の可能性がある際発令	4回	1回
注意報	同測定値が0.12ppm となった際に発令	2回	1回

*県内での警報・重大警報発令の実績はありません。

(5) ダイオキシン類

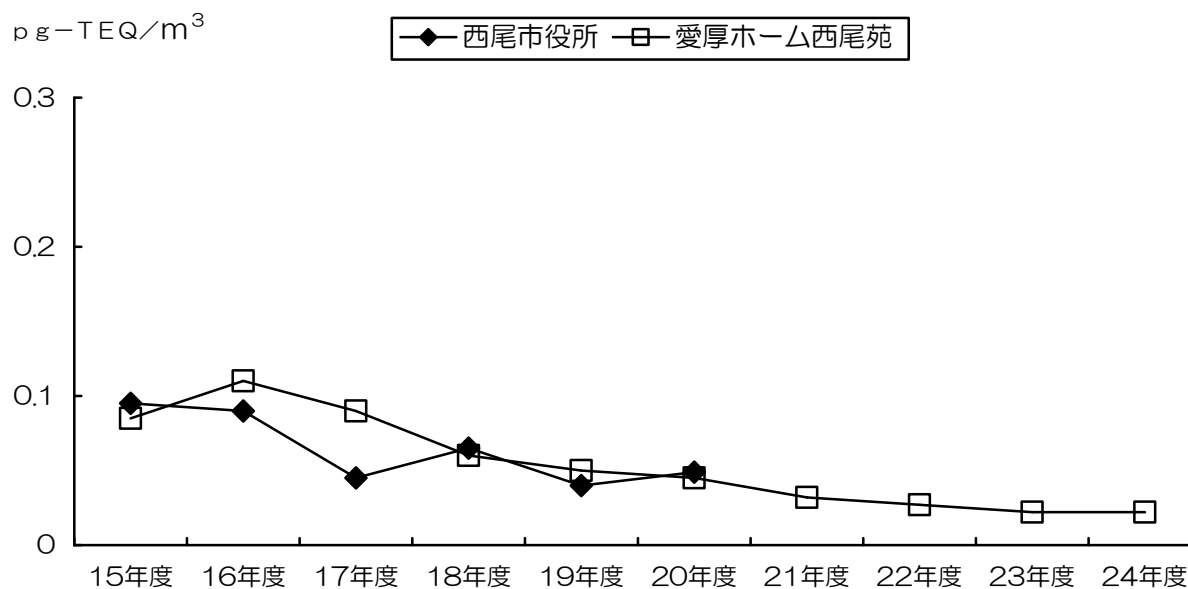
単位：pg-TEQ/m³

測定場所	年平均値	環境基準の適否
愛厚ホーム西尾苑 (23年度測定値)	0.022	○

pg-TEQとは

ダイオキシン類は構造のよく似た化合物の総称で、毒性の最も強いといわれている2、3、7、8-テトラクロロジベンゾジオキシンを1として、他の化合物の毒性換算したものの合計を表しています。p（ピコ）gは10⁻¹²gを示しています。

ダイオキシン類年平均値の経年変化



※西尾市役所庁舎測定は、平成20年度をもって廃止

ダイオキシン類の環境基準値

0.6pg-TEQ/m³以下

2 水質汚濁

水は水道用水、工業用水、農業用水等の大切な資源として利用されるばかりではありません。川辺は、レクリエーションや憩いの場として潤いと安らぎを与えてくれるなど、私たちの生活に密接に関係しています。

このため、西尾市においては、市内の主要な河川、海域について水質調査等による監視を続けています。しかし近年は、人口の集中と生活様式の変化に伴い、特に中小河川で生活排水による汚濁が進んでいます。公共下水道等の整備も進んでおり水質は徐々に改善されてきていますが、依然として生活排水による影響は水質汚濁の大きな要因であり、その対策は現在も重要な課題となっています。

(1) 主要河川等の状況

西尾市では河川水質の汚濁状況を監視するため、県等と協調して主要河川の水質調査を毎年行っています。環境基準が設定されているのは矢作川①、矢作古川②、鹿乗川③、朝鮮川④の4河川で、BODは環境基準に適合していました。(平成24年度愛知県等調査結果)

環境基準の設定されていないその他の河川等の中では、市街地を流れる二の沢川⑪、堀割川⑫や古川用水東部幹線⑬⑭、排水路⑮⑯でBODが比較的高い結果となり、生活排水の影響を受けていると思われます。

調査地点の地図



BODの調査結果

河 川 名	調査場所	環 境 基 準 の 類 型	75%水質値 (mg/ℓ)	環境基準 (mg/ℓ)	環 境 基 準 の 適 否
矢 作 川	①米 津 橋	B	0.9	3	○
矢作古川	②古川頭首工	C	1.4	5	○
鹿 乗 川	③米 津 小 橋	C	3.8	5	○
朝 鮮 川	④坂 下 小 橋	C	2.0	5	○

(愛知県による平成24年度の測定結果)

BOD＝生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)

水中の微生物によって有機物を分解するときに消費される酸素量を表した値であり、有機物による水の汚れの程度を示す指標となっており、この値が5以上では魚がすみにくくなります。

COD＝化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)

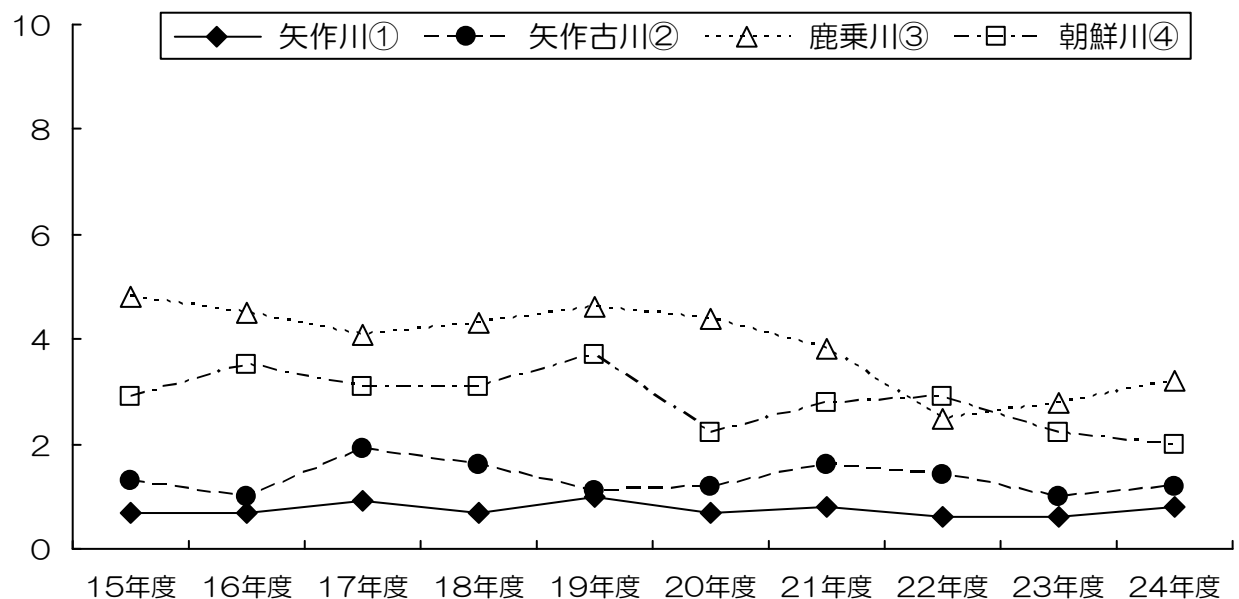
有機物を化学的に酸化するときに必要な酸素量を表した値であり、有機物による水の汚れの程度を示す指標。

75%水質値とは

測定値を低いほうから並べて75%目に当たる数値を指します。環境基準との比較については、BOD・CODについては75%値を、全窒素や全磷は平均値を用いて評価しています。

BOD 年平均値の経年変化

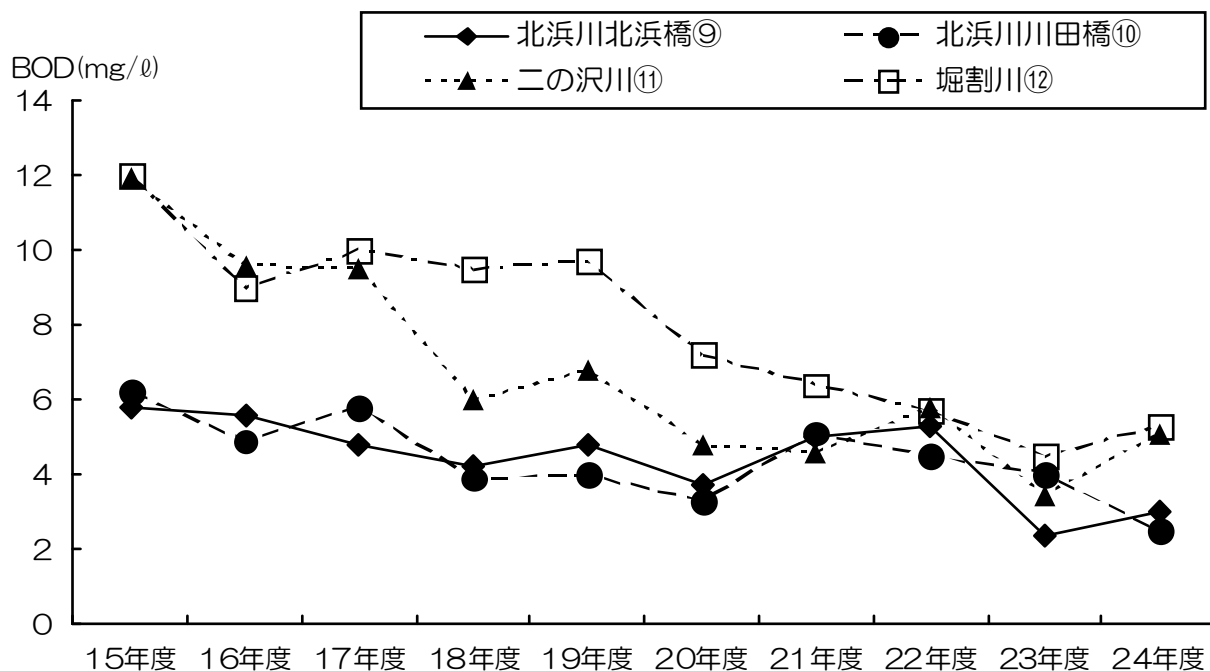
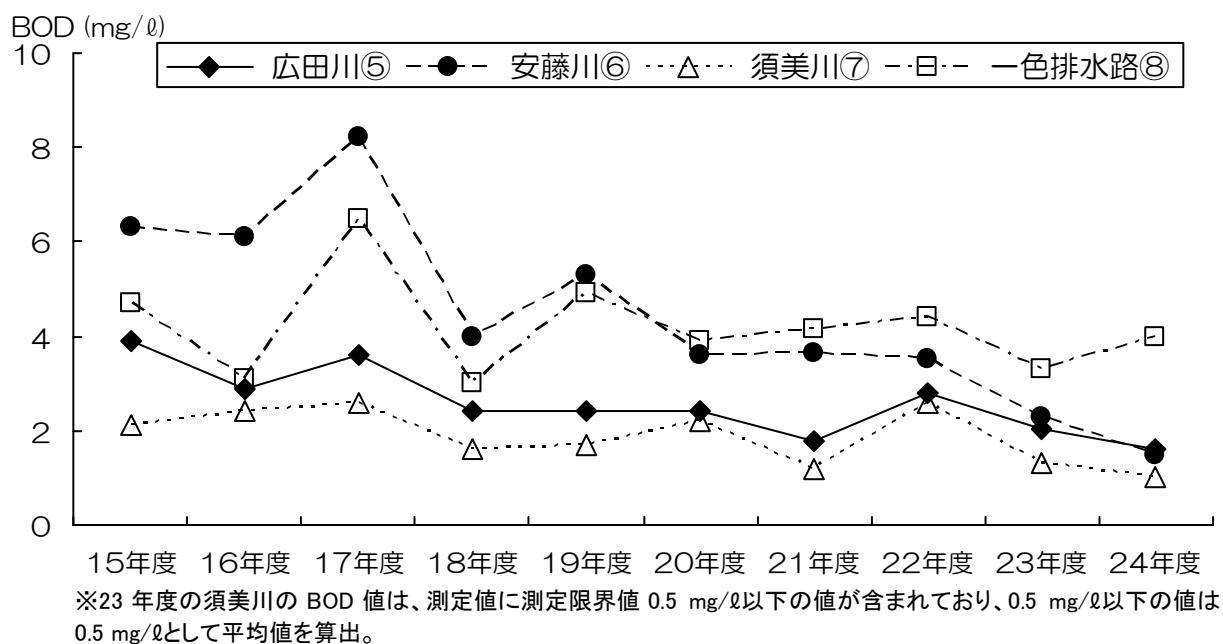
BOD (mg/ℓ)



環境基準の類型とは

河川的环境基準における類型は利水目的に応じて次表の6段階に定められています。

類型	利水目的の内容
AA	水道 1 級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの
A	水道 2 級 水産 1 級 水浴及びB以下の掲げるもの
B	水道 3 級 水産 2 級及びC以下の欄に掲げるもの
C	水産 3 級 工業用水 1 級及びD以下の欄に掲げるもの
D	工業用水 2 級 農業用水及びEの欄に掲げるもの
E	工業用水 3 級 環境保全



測定番号	河川等測定地点	BOD(mg/ℓ)	
		23年度	24年度
⑬	西浅井工業団地排水路 野島橋	2.6	1.9
⑭	北浜川 北浜川水門	3.8	2.5
⑮	江川排水路 細川樋門	6.8	4.1
⑯	古川用水西部幹線 東実録第二樋門	3.0	3.9
⑰	一色排水路 前野排水機場	7.4	7.9
⑱	藤江排水路 藤江排水機場	3.3	3.2
⑲	古川用水東部幹線西線 酒手島第一排水機場	7.8	6.0
⑳	古川用水東部幹線 生田排水機場	9.6	14.9
㉑	中央幹線排水路 宇津野橋	5.5	5.6
㉒	矢崎川 赤坂橋	※0.88	1.0
㉓	矢崎川 通学橋	※1.1	1.9
㉔	矢崎川 丸山橋	※0.5	※0.7
㉕	王池放流口	1.0	2.3
㉖	友国工業用地調整池	3.7	3.1
㉗	八幡川 浜田橋	0.8	1.2
㉘	鳥羽川 野口自転車店付近	※0.6	※2.4
㉙	鳥羽排水路 市営幡豆第3住宅	4.9	5.9
㉚	小野ヶ谷川 天王下橋	※0.9	1.1
㉛	中柴川（上流）下風越	※0.8	※1.0
㉜	中柴川（下流）幡豆力ネキ水産（株）	4.9	3.9
㉝	森川 神前橋上流岡田屋付近	4.6	4.2
㉞	洲崎川 川口屋付近	1.3	1.5
㉟	鹿川 烏帽子橋付近	0.5	1.3

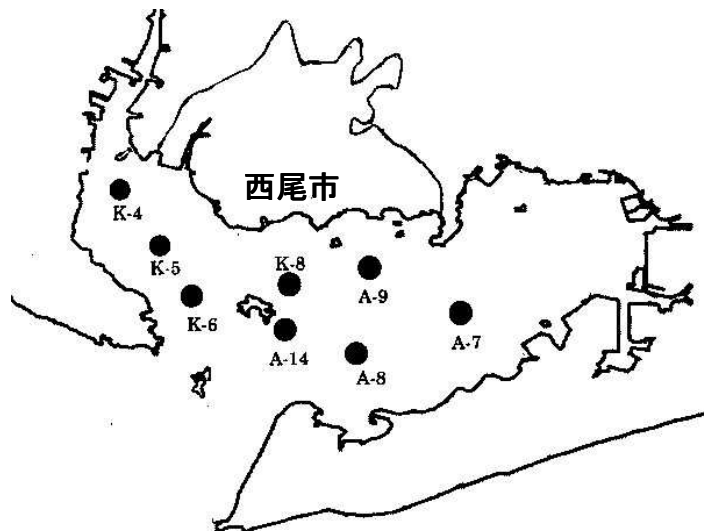
※を記した BOD 値は、測定値に測定限界値 0.5 mg/ℓ以下の値が含まれており、0.5 mg/ℓ以下の値は 0.5 mg/ℓとして平均値を算出。

(2) 西尾地先海域の状況

海域につきましては、県が西尾市の沖合いの三河湾について定期的に調査を行っており、その結果の概要は次の表のとおりです。（愛知県による平成24年度測定結果）

COD（化学的酸素要求量）及び全磷はすべての地点で、全窒素は6地点で基準不適合となっており、依然として生活排水による水質汚濁が影響していると考えられます。

測定場所



COD（全層）

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	75%水質値	環境基準の適否
K-4	A	2	3.1	×
K-5	A	2	2.7	×
K-6	A	2	3.3	×
K-8	A	2	3.0	×
A-7	A	2	3.3	×
A-8	A	2	3.2	×
A-9	A	2	3.3	×
A-14	A	2	3.1	×

全窒素（表層）

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	年平均値	環境基準の適否
K-4	Ⅱ	0.3	0.35	×
K-5	Ⅱ	0.3	0.33	×
K-6	Ⅱ	0.3	0.31	×
K-8	Ⅱ	0.3	0.32	×
A-7	Ⅱ	0.3	0.33	×
A-8	Ⅱ	0.3	0.30	○
A-9	Ⅱ	0.3	0.29	○
A-14	Ⅱ	0.3	0.32	×

全燐（表層）

単位：mg/ℓ

測定場所	環境基準の類型	基準値	年平均値	環境基準の適否
K-4	Ⅱ	0.03	0.042	×
K-5	Ⅱ	0.03	0.038	×
K-6	Ⅱ	0.03	0.036	×
K-8	Ⅱ	0.03	0.035	×
A-7	Ⅱ	0.03	0.040	×
A-8	Ⅱ	0.03	0.033	×
A-9	Ⅱ	0.03	0.032	×
A-14	Ⅱ	0.03	0.032	×

海域の環境基準の類型

CODの 環境基準の類型	利水目的の適応性	基準値
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及びB以下の 欄に掲げるもの	2 mg/ℓ 以下
B	水産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/ℓ 以下
C	環境保全	8 mg/ℓ 以下

全窒素全燐の 環境基準の類型	利水目的の内容	基準値全窒素	基準値全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下 の欄に掲げるもの	0.2 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
Ⅱ	水産 1 種 水浴及びⅢ以下 の欄に掲げるもの	0.3 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に 掲げるもの	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
Ⅳ	生物生息環境保全 工業用水 水産 3 種	1 mg/ℓ 以下	0.09 mg/ℓ 以下

3 地盤沈下

昭和30年代から40年代にかけて、工業の発展に伴い地下水が大量に汲み上げられことにより地盤沈下がみられたため、愛知県が昭和50年代になって観測を始めました。その後の県の指導により、工業用水への転換や使用量の削減が図られ、現在、市内では年間1 cm以上の沈下が見られる場所はありませんでした。市内では、福地北部小学校、室場小学校、一色給食センター、吉良中学校の4箇所に県の観測所があります。

4 騒音・振動・悪臭

(1) 幹線道路交通騒音・振動測定結果

西尾市には、国道 23 号、247 号があり、南北に主要地方道豊田一色線、東西に衣浦岡崎線が通っており、いずれも道路交通の要となっています。西尾市は、自動車関連の製造業が盛んなことから、大型車による物流輸送の交通量は今後も大きく減少することはないと思われます。

市内の幹線道路では、騒音について、2 地点で夜間の環境基準を上回りましたが、その他の地点では環境基準の値を下回り、すべての地点で要請限度の値を下回る結果となりました。振動についても、環境基準は定められていませんが、すべての地点で要請限度の値を下回る結果となりました。

また、自動車騒音について、市内の幹線道路 2 路線の沿線住居等に係る騒音を推計（面的評価）した結果、昼夜間ともすべての住居等で環境基準を満たしていました。

道路交通騒音・振動測定場所



騒音測定結果一覧表

単位：(LAeq) d B

番号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	環境 基準 の 適否	測定結果 (夜間)	環境 基準 の 適否	要請 限度 の 適否
1	主要地方道豊田一色線 米津町五郎田 5	平成 24 年 12 月 4 日 ～7 日	68	○	63	○	○
2	主要地方道西尾吉良線 室町中屋敷 152 (西尾市総合倉庫)	平成 24 年 10 月 16 日 ～19 日	69	○	62	○	○
3	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入 452 (津平消防庫)	平成 24 年 10 月 30 日 ～11 月 2 日	69	○	66	×	○
4	主要地方道豊田一色線 熱池町古新田 42 (福地南部小学校)	平成 24 年 11 月 27 日 ～30 日	69	○	64	○	○
5	主要地方道西尾幸田線 寺津 3 丁目 11-6 (北若王子公民館)	平成 24 年 11 月 19 日 ～22 日	69	○	66	×	○
6	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	平成 24 年 10 月 9 日 ～12 日	63	○	56	○	○

環境基準値 昼間 70 夜間 65

昼間・夜間の分け方について

騒音や振動の測定においては、時間についての交通量の差異があることから、昼間と夜間で測定の結果を区切る必要があります。これは法律により、騒音測定においては昼間が AM6:00～PM10:00、夜間は PM10:00～AM6:00 と区切るように、また振動測定においては昼間が AM7:00～PM8:00、夜間が PM8:00～AM7:00 と区切るように定められています。

要請限度とは

自動車騒音がその限度を超えていることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する際の限度のこと。幹線道路では、騒音の値は昼間 75 d B 夜間 70 d B、振動の値は昼間 70 d B 夜間 65 d B と定められています。

振動測定結果一覧表

単位：(LAeq) d B

番号	測定場所	測定日	測定結果 (昼間)	測定結果 (夜間)	要請限度 の適否
1	主要地方道豊田一色線 米津町五郎田 5	平成 24 年 12 月 5 日 ～6 日	40	29	○
2	主要地方道西尾吉良線 室町中屋敷 152 (西尾市総合倉庫)	平成 24 年 10 月 17 日 ～18 日	40	26	○
3	主要地方道西尾幸田線 吉良町津平大入 452 (津平消防庫)	平成 24 年 10 月 31 日 11 月 1 日	45	37	○
4	主要地方道豊田一色線 熱池町古新田 42 (福地南部小学校)	平成 24 年 11 月 28 日 ～29 日	40	28	○
5	主要地方道西尾幸田線 寺津 3 丁目 11-6 (北若王子公民館)	平成 24 年 11 月 20 日 ～21 日	48	43	○
6	県道花蔵寺花ノ木線 寄住町下田 22 (西尾市役所本庁舎)	平成 24 年 10 月 10 日 ～11 日	37	26	○

自動車騒音に係る面的評価結果

単位：(LAeq) d B

番号	評価区間（路線名）測定場所	測定日	環境基準達成戸数			評価 区間 内全 戸数	環境基準達成率（％）		
			昼間	夜間	昼夜		昼間	夜間	昼夜
7	主要地方道豊田一色線 花ノ木町 2-4 (総合福祉センター) 起点：道光寺町 終点：矢曽根町 区間延長 1.6Km	平成 24 年 10 月 4 日 ～5 日	279	279	279	279	100	100	100
8	主要地方道岡崎碧南線 住崎町北畑 46-1 起点：矢曽根町 終点：住崎町 区間延長 1.1Km	平成 24 年 10 月 4 日 ～5 日	178	178	178	178	100	100	100

面的評価とは

幹線を担う道路を一定区間ごとに区切り評価区間を設定し、評価区間内を代表する 1 地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間の道路端から 50m の範囲内にある全ての住居等について等価騒音レベル(LAeq)を推計し、環境基準を達成する戸数及び割合を把握するものです。県から市への事務移譲により平成 24 年度から実施。

(2) 悪臭

悪臭は人の臭覚を通じて、不快感、嫌悪感をもたらすもので、騒音、振動とともに感覚公害といわれており、従来から苦情の多い公害の一つです。

西尾市における悪臭苦情は、その発生源として畜産関係施設や鋳物工場等が多くあげられます。これらの小規模事業者にとって悪臭防除施設は、経済的に困難を伴うこともあり、難しい問題となっています。

・悪臭関係事業場

県民の生活環境の保全等に関する条例により、悪臭の発生の恐れのある事業場について毎年 1 回届出の義務を課し、施設の適正な管理及び悪臭の発生防止について監視しています。

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭関係事業場の届出状況

悪 臭 関 係 業 種		届出件数
1 畜産農業	イ 豚房施設（豚房総面積 50 m ² 以上）	17
	ロ 牛房施設（牛房総面積 200 m ² 以上）	33
	ハ 鶏飼育（3,000 羽以上飼育）	11
2 飼料・肥料製造業		1
11 鋳物製造業		13
13 し尿処理場		1
14 ごみ処理場		1
15 終末処理場		1
合 計		78

平成18年10月1日より悪臭防止法の規制方法が変更され、それまでの物質濃度規制から、より人の嗅覚の感覚に近い臭気指数による規制となりました。

西尾市における規制は、次表のとおりです。規制区分を示す図面は環境保全課でご覧いただけます。

規制区分	規制基準値 (敷地境界)
第1種区域（専ら住居の用に供されている地域等）	12
第2種区域（主として工場の用に供されている地域等）	15
第3種区域（第1種区域と第2種区域との中間的な地域）	18

5 公害苦情の現状

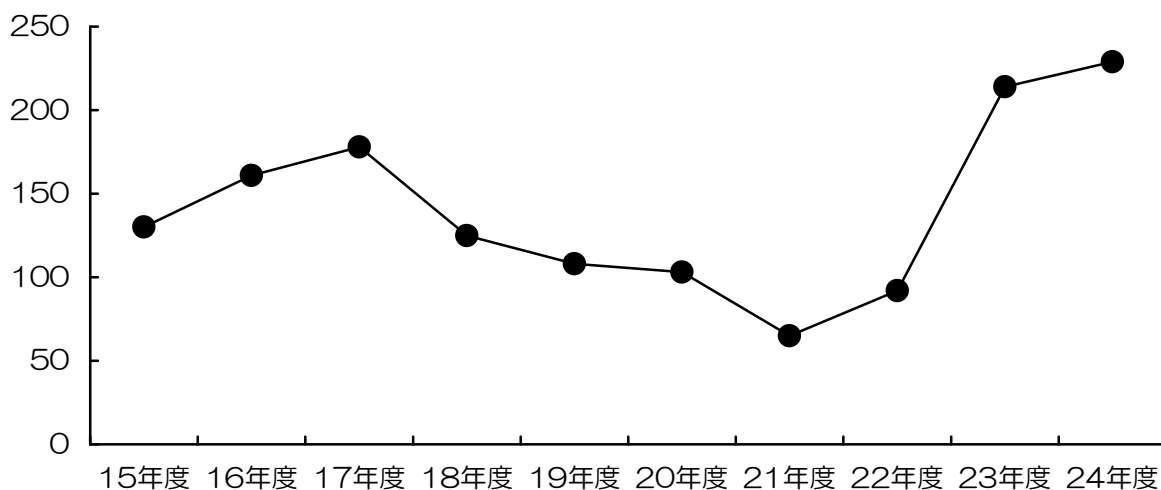
平成24年度の公害苦情の受付件数は229件であり、典型7公害については、大気汚染10件、水質汚濁20件、騒音29件、振動2件、悪臭30件でした。

また、野焼きや小型焼却炉による屋外燃焼行為については、市民の関心の高さもあり、近年では苦情全体の半数近くを占める状態が続いています。

平成24年度種類別公害苦情受理件数

種類	典型7公害							その他 (屋外燃焼行為を含む)	計
	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	土壌汚染	地盤沈下		
	10	20	29	2	30	1	0	137	229

公害苦情件数の推移



※22年度までは合併前の旧西尾市のみの値